

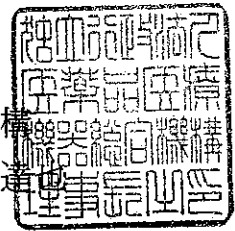
薬機発第0329042号

平成25年3月29日

日本製薬団体連合会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長 近藤 達



副作用抛出金率の変更について

薬事法第12条第1項の規定による許可医薬品の製造販売業の許可を受けている者（以下「医薬品製造販売業者」という。）におきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条第1項の規定に基づき、同法第15条第1項第1号に掲げる業務（副作用救済給付業務）に必要な費用に充てるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に対し、副作用抛出金を納付しなければならないこととされておりますが、今般、同法第19条第2項に規定する抛出金率につきまして、厚生労働大臣の認可を受けた上で下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、別添のとおり平成25年3月27日発行の官報号外第63号においても公告しておりますことを申し添えます。

また、変更後の抛出金率につきましては、平成25年度以降の抛出金の額の算定に際して適用することとし、おって各医薬品製造販売業者宛てに機構より申告書及び納付書を送付いたしますので、貴会傘下の医薬品製造販売業者への周知方よろしくお取り計らい願います。

今後とも、機構の健康被害救済業務に御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

副作用抛出金率を0.35/1000から0.27/1000に変更する。

平成25年3月29日付薬機発第0329042号

「副作用抛出金率の変更について」

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知)

送付先は以下のとおり。

日本製薬団体連合会会長

一般社団法人日本血液製剤協会理事長

米国研究製薬工業協会会長

欧州製薬団体連合会会長

在日米国商工会議所会頭

欧州ビジネス協会協議会会長